

2024年11月13日

第55回信用事業業務検定試験「農業融資実務」受験者の皆様へ

(株)農林中金アカデミー

今般、10月5日に実施した第55回信用事業業務検定試験「農業融資実務」において、設問に不備があることが判明いたしました。不手際がありましたことを深くお詫び申し上げますとともに、本件について、以下のとおり対応することといたします。

1 設問の内容

【問26】 法人所得課税に関する次の記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 農業を営む法人(農業法人)は、法人税法上、「普通法人」「協同組合等」「人格のない社団等」に区分される。
- (2) 農業を営む法人の場合、米・麦の売上計上は、一般的な基準(検収基準など)で認識する。
- (3) 企業会計の場合に、必ずしも収益に計上されない「無償による資産の譲渡」は、法人税では益金の対象となる。
- (4) 税法上、中小法人は、交際費等(一定の飲食費を除く)の支出額のうち年800万円を超える部分、または接待飲食費の50%について、損金算入することができる。
- (5) 従事分量配当は、会計上の費用ではないため、税務上損金算入されない。

正解 (5)

正解率 31.4%



2 不備の内容

問26(4)の選択肢は、「正しい」としていましたが、内容としては誤っており、誤っているものを選ぶ問題としては「正解」でした。

解答解説を、以下の通り訂正し、本問は(4)または(5)を正解といたします。

(4) 税法上、中小法人は、交際費等(一定の飲食費を除く)の支出額のうち年800万円までの部分、または接待飲食費の50%について、損金算入することができる。したがって、(4)は誤りであり、本問の正解である。テキスト2.P75.2.損金 参照

正解 (4) または (5)

3 本件対応

第55回「農業融資実務」は、本件を受け、採点処理を再度、実施いたしますので、成績通知書、合格証書、資格認定証等の発送が、若干遅れる予定であり、日程は別途、県域あて通知文書でご連絡いたします。事情ご斟酌のうえ、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、ホームページに掲載している「正解表」、「試験問題と解説」(別紙)は、本件を反映した内容で掲載しています。

以上

法人所得課税

[問 26] 法人所得課税に関する次の記述について、誤っているものを1つ選びなさい。

- (1) 農業を営む法人(農業法人)は、法人税法上、「普通法人」「協同組合等」「人格のない社団等」に区分される。
- (2) 農業を営む法人の場合、米・麦の売上計上は、一般的な基準(検収基準など)で認識する。
- (3) 企業会計の場合に、必ずしも収益に計上されない「無償による資産の譲渡」は、法人税では益金の対象となる。
- (4) 税法上、中小法人は、交際費等(一定の飲食費を除く)の支出額のうち年800万円を超える部分、または接待飲食費の50%について、損金算入することができる。
- (5) 従事分量配当は、会計上の費用ではないため、税務上損金算入されない。

正解 (4) または(5) ※ 正解率 59.6%

解 説

- (1) 農業を営む法人(農業法人)は、法人税法上、「普通法人」「協同組合等」「人格のない社団等」に区分される。したがって、(1)は正しい。テキスト2, P71, 1.「普通法人」「協同組合等」「人格のない社団等」に区分 参照
- (2) 農業を営む法人の場合、個人の収穫基準のような取扱いはなく、米・麦等の売上計上は一般的な基準(検収基準など)で認識する。したがって、(2)は正しい。テキスト2, P72, 2.協同組合等の特例に留意 参照
- (3) 企業会計の場合に、必ずしも収益に計上されない「無償による資産の譲渡」「無償による役務の提供」「無償による資産の譲受け」は、法人税では益金の対象となる。したがって、(3)は正しい。テキスト2, P74, 1. 益金 参照
- (4) 税法上、中小法人は、交際費等(一定の飲食費を除く)の支出額のうち年800万円を超える部分、または接待飲食費の50%について、損金算入することができる。したがって、(4)は正しい。テキスト2, P75, 2. 損金 参照
- (5) 従事分量配当は、会計上の費用ではないが、税務上は損金算入され、所得金額の計算上、当期利益から減算する。したがって、(5)は誤りであり、これが本問の正解である。テキスト2, P75, 2. 損金 参照

テキスト2 P71～75

※ 第55回 検定試験(2024年10月5日実施)では、(4)又は(5)を正解としました。上記(4)の解答解説は間違っており、正しい内容は以下の通り。

(4) 税法上、中小法人は、交際費等(一定の飲食費を除く)の支出額のうち年800万円までの部分、または接待飲食費の50%について、損金算入することができる。したがって、(4)は誤りであり、本問の正解である。テキスト2, P75, 2. 損金 参照